

東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター使用取扱要綱

令和6年1月18日付5立保企第1230号多摩立川保健所長決定

一部改正 令和7年2月19日付6立保連第592号

一部改正 令和7年3月21日付6立保連第621号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター「禁煙きんちゃん」（以下「キャラクター」という。）に関し、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号）の規定に基づく使用許諾を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、東京都著作権取扱要綱第7条の規定に基づき、あらかじめ東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター使用承認申請書（第1号様式）を東京都（以下「都」という。）に提出し、使用の許諾を受けなければならない。

(使用の禁止)

第3条 知事は、前条の申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許諾しない。

- (1) 健康づくりの正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 都が作成したキャラクターの使用に係るマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定められた使用方法に従うものでないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) その他知事が不相当と認めるとき。

(使用の条件)

第4条 知事はキャラクターの使用の許諾に当たっては、次に掲げる条件、その他キャラクターの適切な使用に必要な条件を付す。

- (1) 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 許諾された用途にのみ使用すること。
 - イ 使用に当たっては、都が貸与したキャラクターに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ウ デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。

- (2) 知事は、キャラクターの使用が許諾の内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消すことができる。
- (3) 前号の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を使用してはならない。
- (4) 都は、(3)に定める承認の取消し等により損害が生じた場合の補償等について、一切の責任を負わない。
- (5) 使用者は、キャラクターを使用した月の翌月末までに東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター使用物件一覧（第2号様式）により、使用状況の報告をしなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター使用承認申請書

東京都知事 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 印
連絡先（電話番号）

東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター「禁煙きんちゃん」を使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター使用取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定める事項を遵守します。

また、取扱要綱第3条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

記

1 申請内容

使用目的	
使用方法	（種類・規格・数量等）
使用場所	
使用期間	

2 添付書類

- (1) 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- (2) 申請者の概要が分かるもの（区市町村の申請の場合は省略可）
- (3) その他参考となる資料

第2号様式

東京都多摩立川保健所たばこ対策キャラクター使用物件一覧

No	使用団体	使用目的	使用対象物件	作成数	頒布数	使用期間	承認年月日	承認番号
1								
2								
3								
4								
5								
6								

※使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。